

新潟市

第35号

7

月 2018

# 北区農業委員会だより

Kita Ward Agricultural Commission Public Information



5月31日(木)にJ A新潟市北部営農センターにおいて、北区の小玉スイカの日合わせ会がありました。30人以上の生産者が集まり、自慢のスイカの糖度を量ってもらいました。

当日集まったスイカは南浜産のもので、「ひとりじめ7」や「イエローボンボン」などの品種があり、この小玉スイカを皮切りに、6月上旬から市場に出始めます。

是非、北区の甘いスイカを食べてみてください。

# 新潟市北区農業委員会 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

北区農業委員会では、農地制度の普及・定着と目に見える農業委員会活動を推進するため、農地等の利用の最適化(担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に向けた目標及び活動計画を次のとおり策定しました。

## I 農業委員会の状況 (平成30年3月31日現在)

### 1 農家・農地等の概要

- 総農家数 1,719戸 自給的農家数 451戸  
販売農家数 1,268戸  
(内訳：主業農家数407戸、準主業農家数421戸、副業的農家数440戸)
- 農業就業者数 2,098人(うち女性959人、40代以下113人)
- 担い手経営体 認定農業者 453、基本構想水準到達者 144、認定新規就農者 5、農業参入法人 16、集落営農経営 2
- 耕地面積 田 28,400ha 畑 4,610ha 計 33,010ha
- 経営耕地面積 田 3,822ha 畑 387ha(普通畑 364ha、樹園地 23ha) 計 4,209ha
- 遊休農地面積 田 6.4ha 畑 33.7ha(普通畑33.7ha) 計 40.1ha
- 農地台帳面積 田 4,333.5ha 畑 1,012.20ha(普通畑 983.7ha、樹園地 28.5ha) 計 5,346ha

### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

- 農業委員数 定数 19人以内 実数 19人  
内訳：認定農業者数 14人、認定農業者に準ずる者 3人、女性 4人、40代以下 0人、中立委員 1人
- 農地利用最適化推進委員 定数 25人以内 実数 19人 地区数 2

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

- 【現 状】** ○管内の農地面積 4,209ha ○集積面積 2,741ha ○集積率 65.12%
- 【課 題】** 農業従事者の高齢化等による離農により担い手農家への農地集積は着実に進んでおり、集積率は約65%となっている。「人・農地プラン」及び農地中間管理機構を活用し、今後も認定農業者等の担い手の育成確保に取り組み、将来的に地域農業をどう維持するかが課題である。また、基盤整備未実施地区の耕作地の分散による作業効率の低下対策を講じる必要がある。
- 【目 標】** 集積面積 2,866ha(うち新規集積面積 125ha)  
目標設定の考え方：新潟市農業基本構想の担い手への農地集積率 85%(H34)。今年度の目標は前年度実績及び認定農業者等の経営面積を参考に設定。
- 【活動計画】** 6月～10月：円滑な権利移動ができるよう農業委員会だよりを活用し、基盤強化促進法による利用権設定及び中間管理事業の周知を図る。  
10月～2月：農業委員、農地利用最適化推進委員による地域の担い手への利用集積活動。  
通 年：人・農地プランに位置付ける「地域の中心となる経営体」への農地集積を図るため、農地利用円滑化団体及び農地中間管理機構と連携した利用集積活動を行う。

### Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

- 【現 状】** 新規参入の状況 平成27年度新規参入者数 2経営体 新規参入者取得面積 1.1ha  
平成28年度新規参入者数 3経営体 新規参入者取得面積 3.4ha  
平成29年度新規参入者数 2経営体 新規参入者取得面積 1.0ha
- 【課 題】** 新規参入者の確保・育成のため、関係機関と連携した推進体制の整備や地域における就農希望者の受け入れ体制づくりが必要である。新規参入の際に、当初から下限面積50アール以上を確保することや農業経営に必要な条件整備（経営資金・農業機械・農業技術等）が困難なことから、下限面積の確保などの支援と円滑な就農へのフォローアップが必要である。
- 【目 標】** ○参入目標数 2経営体 ○参入目標面積 1.0ha
- 【活動計画】** 随時：窓口等における新規参入希望者への相談活動を行うとともに、農地情報を提供するほか関係機関と連携し各種補助制度・融資制度・研修制度等に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。HPにおける北区空き農地情報提供コーナーによる遊休農地を活用した新規就農の促進に努める。

### Ⅳ 遊休農地に関する措置

- 【現 状】** ○管内の農地面積 4,209ha ○遊休農地面積 40.1ha ○遊休率 0.95%
- 【課 題】** 耕作放棄地の多くは砂丘地帯に点在しており、解消を図るには一定の収益確保と継続可能な作目の選定及び高齢者に代わる担い手の確保が必要である。また、農地中間管理機構を活用した農地の有効活用に努める必要がある。
- 【目 標】** 遊休農地の解消面積 4.0ha  
目標設定の考え方：管内農地面積の1%以下を維持し、新潟市農業基本構想の目標年度（H34）までに1/2の遊休農地減少を目指す。
- 【活動計画】** 7 月：担当地区農業委員・農地利用最適化推進委員、事務局、農協等による農地パトロールの実施  
8～10月：事務局による確認調査の実施  
随 時：遊休農地所有者等に対する利用意向調査の実施  
通 年：農業委員・農地利用最適化推進委員による担当地区の点検

### Ⅴ 違反転用への適正な対応

- 【現 状】** ○管内の農地面積 4,209ha ○違反転用面積 1.3ha
- 【課 題】** 新潟東港周辺を中心に輸出用中古車置場の違反転用があり、当事者が外国人であるため意思の疎通に困難を伴う。中古車置場としては転用可能区域であるが、他法令（都市計画法）の関連で許可できないため、関係部署と連携しての対応が必要である。
- 【活動計画】** ○違反転用の是正指導：違反転用者に対して違反転用の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞取りの実施。  
○違反転用の発生防止に向けての取り組み  
年2回（7月・3月） 農業委員会だよりによる転用許可制度等の周知。  
年2回（7月・11月） 農地パトロールの実施。



## 農地を農地以外にする場合には、 農地法による手続きが必要です

農業委員会に  
ご相談ください

- ◆農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。
- ◆農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。

市街化調整区域内の農地を住宅や工場など建物の敷地、資材置場、駐車場など農地以外に転用する場合や、一時的な土置き場や仮設の現地事務所等にする場合は、転用の許可が必要です。

- ◆転用の許可には2種類あります

- 1 農地の所有者自らがその農地を転用する場合（農地法第4条）
- 2 農地の所有者から農地を買う又は借りて転用する場合（農地法第5条）



## 農業経営基盤強化促進法による 「貸し借り・売買・交換」について

農地の貸し借りや売買・交換は農地法による許可のほかに、農業経営基盤強化促進法でも行えます。希望される方は、農業委員会又は農協へ相談してください。

### 制度の特色

#### 【貸し借り】

- ▶貸し手は、賃貸借の期間が終了すれば農地を自動的に返還してもらえます。  
この場合離作料を支払う必要はありません。
- ▶貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、更新することができます。

#### 貸借期間の終了案内

- ▶該当者には終了の案内を送付しますので、期間更新を希望される場合は忘れずに手続きを行ってください。

#### 【売買・交換】

- ▶所有権移転の登記は、要件を満たしている場合は農業委員会が行います。
- ▶一定の条件により税金の優遇措置が受けられます。  
譲渡所得の800万円の特別控除、不動産取得税・登録免許税の軽減措置



## 農地パトロールについて

遊休農地（耕作放棄地）、違反転用や不法投棄等を把握するため、毎年7月に農業委員・農地利用最適化推進委員、事務局、農協等が一体となって農地パトロールを実施します。

この調査結果に基づき所有者への管理徹底指導が行われます。



# 農業がんばっています！



木崎地区 帆船

亮太さん(32歳、写真左)

和希さん(25歳、写真右)

## 農業を始めたきっかけは

兄の亮太さん、弟の和希さんは共に県外で会社員として働いていました。

実家はもともと農家で、祖母のハツセさんと母の妙子さんが農家を継いで頑張っていました。どちらも高齢になつてきたこと、後継者がいなかったことから、4年程前に亮太さんが農家を継ぐ決心をし、実家に戻ってきました。

それまで、農業の経験はほとんど無く、不安がある中で

の発進となりました。また、和希さんも農業経験はありませんでしたが、兄の背中を見ながら、数年前から手伝うようになり、この4月から本格的に農業を始めました。

困ったことや分からないことがあれば、農業経験が豊富なハツセさんや妙子さんに

相談しながら、家族4人で頑張っています。

経営面積は、田4haで「コシヒカリ」と「こしいぶき」、畑2haでトウモロコシやネギ、ニンジン、大根、キャベツ等を栽培しており農協や直売所に出荷しています。

## 今までで辛いと思ったことは

まだ農業を初めて間もないので、全てが大変で、特にネギとキャベツは初めて栽培するので、周りの方に教えてもらいながらやっています。

去年は天候不順が続き、生育が遅くとても苦労しましたが、今年順調に育っています。

また、家族で作業をしているので、言いたいことが何でも言えてやりやすいのですが、逆にそれが原因で兄弟喧嘩になることも。

それも含めて、今は楽しく農業をやっています。

## 今後の目標は

経営面積で田6ha、畑2.5haを目標に規模拡大を目指したい。

また、楽しく農業をやつて若い仲間を増やし、北区の農業をもっと広め、今まで農業を教えてくれた方に恩返ししたいと、亮太さん、和希さんそろって話してくれました。





# 新規就農者

## サポート チーム活動

平成30年4月、農業次世代人材投資事業を活用した新規就農者に対して、サポートチーム活動を行いました。

この活動は、県・市・JA及び指導農業者が一体となり、新規就農者が立てた計画が、計画どおりに進んでいるか等の取り組み状況を確認し、サポートするものです。

この日は、JA新潟市北部営農センターで二年目を迎えた新規就農者と面談を行い、その後、現地で指導を行いました。



### 老後の備えに 農業者年金に 加入しましょう

新しい農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的を合わせ持つ政策年金です。

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する者であれば誰でも加入できます。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

● 将来受給する年金を自ら積み立てる方式です。

● 条件により保険料に国庫助成があります。

● 保険料を自由に選択できます。  
(保険料を月額最低2万円から)  
※詳しくは北区農業委員会事務局へ ☎387-1585

### 全国農業新聞

#### 農家の経営と くらしに役立つ情報誌

\*月4回発行(毎週金曜日)

\*購読料:1ヶ月700円

\*お申し込み:  
農業委員・推進委員または  
北区農業委員会事務局へ  
☎387-1585

### 総会開催日

7月31日(火)、8月31日(金)、9月28日(金)、10月31日(木)

\*傍聴者の定員は5名

### 農地の貸付・売買等の締め切り日

#### ● 農地法第3条・4条・5条関係

8月13日(月)、9月6日(木)、10月11日(木)、11月9日(金)

\*毎月受付、各月10日頃が締め切り日です。

#### ● 農業経営基盤強化促進法関係、利用権の設定(賃貸借)

8月24日(金)、9月25日(火)、10月25日(木)

\*利用権設定ほか売買・交換の受付は8月から3月まで。

各月25日頃が締め切り日です。

### ◆ 編集後記 ◆

今年50年近く続いた国の関与する米の生産調整も終わり、各地域農業再生協議会が昨年までの出荷実績に応じた生産量を基に、目安配分を実施することになりました。

生産者自らの考えで作付けをすることになり、需給バランスを保つ政策に移行し、バランスが崩れれば米価の安定がなくなり、乱高下が繰り返されることとなりますので、生産者の協力が不可欠となります。

皆さまのご協力をお願いいたします。  
(編集委員 小林 浩)

